平成２８年（フ）第１０２０号
横浜市旭区本宿町34番地　平野荘102
債務者　村井　昇平
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０２５号
横浜市鶴見区小野町34番地２　レオパレス広喜304号
債務者　奈須　貴宣
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０７５号
神奈川県大和市中央１丁目３番８号　エトワールヤマト201号
債務者　有島　千景（旧姓細谷）
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６４号
沖縄県うるま市石川東恩納1017番地１　サニー104
債務者　我謝　政尚
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第４１１号
東京都青梅市河辺町７丁目13番地の１都営アパート３－105
債務者　佐藤　勝仁
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４１２号
東京都青梅市河辺町７丁目13番地の１都営アパート３－105
債務者　佐藤　悦子
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２９５号
静岡県富士宮市泉町626－３　ふるーら泉、住民票上の住所静岡市清水区沼田町７番４号
債務者　望月　計良
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０２７号
横浜市都筑区牛久保１丁目６番８号　ヴィーブルヨコハマ205
債務者　高橋　　慎
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７６２号
神奈川県相模原市南区新磯野2337　小松会病院、従前の住所神奈川県大和市上草柳７丁目10番35号、住民票上の住所神奈川県大和市上草柳７丁目10番32号
債務者　武井　　武
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０６５号
横浜市神奈川区松見町２丁目590番地６
債務者　大塚　一生
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１９４号
長野市北石堂町1182番ベイユビル３Ｆ・４Ｆ
破産者　株式会社ライフパートナー
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５５号
神奈川県足柄下郡湯河原町中央１丁目10番地１
破産者　有限会社辺家
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２０号
千葉県東金市台方1204番地４、開始決定時の住所千葉県大網白里市ながた野２丁目１－１ソレアード202号室
破産者　池島　　舞
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第７１号
三重県名張市百合が丘西４番町193番地
破産者　中森　久夫
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第７号
三重県伊賀市中柘植1296番地
破産者　宮田　定樹
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第１２号
三重県名張市榊町1395番地
破産者　有限会社北佐
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部